

平成26年1月14日

各 位

会社名 サムティ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 江口 和志  
 (JASDAQ・コード3244)  
 問合せ先 常務取締役 小川 靖展  
 電話番号 06-6838-3616 (代表)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年1月14日開催の取締役会において、以下のとおり、普通株式の株式分割の実施、普通株式とA種優先株式についての単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。本件につきましては、平成26年2月27日開催予定の第32期定時株主総会及び必要な種類株主総会で承認が得られることを条件といたします。

### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に株式分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用し、定款の関連規定等を一部変更するものであります。なお、これによる当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用の前後で変わりません。また、A種優先株式（非上場）は、株式分割を実施せず、単元株式数を1株とします。

### 2. 株式の分割

#### (1) 株式分割の方法

平成26年3月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式の株式数を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	212,678株 (①)
	A種優先株式	2,500株
	合計	215,178株
今回の株式分割により増加する株式数	普通株式	21,055,122株 (①×99)
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	21,267,800株 (①×100)
	A種優先株式	2,500株
	合計	21,270,300株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	39,800,000株
	A種優先株式	5,000株
	合計	39,805,000株

(注)「株式分割前の発行済株式総数」における普通株式の数は、平成26年1月14日時点の数であり、株式分割の基準日までの間に数変動した場合には、「今回の株式分割により増加する株式数」及び「株式分割後の発行済株式総数」の普通株式の数は、それぞれ右に記載の算式により計算される株式数といたします。

(3) 株式分割による新株予約権の行使価額の調整

株式分割により、平成26年4月1日以降、第11回新株予約権の行使価額が以下のように調整されます。

(調整前) 30,589円

(調整後) 306円

(4) 株式分割によるA種優先株式の普通株式を対価とする取得価額の調整

株式分割により、当社が平成24年7月5日に発行いたしましたA種優先株式に関し、普通株式を対価とした取得請求権の取得価額が、平成26年4月1日以降、以下のように調整されます。

(調整前) 35,820.9円

(調整後) 358.2円

(※) 株式分割前取得価額につきましては、平成25年5月24日に公表いたしました「第三者割当による優先株式の取得価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 株式分割の日程

基準日公告 平成26年3月14日 (金)

基準日 平成26年3月31日 (月)

効力発生日 平成26年4月1日 (火)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

株式の分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、A種優先株式の単元株式数を1株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日 (火)

(ご参考) 東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成26年3月27日 (木) をもって1株から100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

普通株式の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、発行可能株式総数の変更並びに単元株式数及び単元未満株式についての権利の各規定を新設するものであります。また、普通株式の株式分割の実施に伴い、株式分割を行わないA種優先株式の配当に関する権利を普通株式の株式分割前と同等になるよう必要な変更を加えるものであります。併せて、一部語句の形式的変更及び規定の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>403,000株</u> とし、各種類の株式の発行 可能種類株式総数は、次のとおりとす る。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>39,805,000株</u> とし、各種類の株式の発 行可能種類株式総数は、次のとおりと する。

現 行 定 款	変 更 案
1. 普通株式 398,000株 2. A種優先株式 5,000株	1. 普通株式 39,800,000株 2. A種優先株式 5,000株
(新 設)	(単元株式数)
	<u>第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u>
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
	<u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第9条 (省 略)	第9条～第11条 (現行どおり)
(A種優先株式)	(A種優先株式)
<u>第9条の2</u> 当社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。	<u>第11条の2</u> 当社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。
1. 剰余金の配当 (1)(2) (省 略) (3) 参加条項	1. 剰余金の配当 (1)(2) (現行どおり) (3) 参加条項
当社は、ある事業年度において、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当のほか、 (ア) 普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日 (ただし、平成25年12月1日以降の日。以下本(3)において同じ。)を基準日として行う剰余金の配当の額の合計額が普通株式1株につき <u>1,000</u> 円(当社の普通株式に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を初めて超過するときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先	当社は、ある事業年度において、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当のほか、 (ア) 普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日 (ただし、平成25年12月1日以降の日。以下本(3)において同じ。)を基準日として行う剰余金の配当の額の合計額が普通株式1株につき <u>10</u> 円(当社の普通株式に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を初めて超過するときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式1株につき、当該超過する額に下記4.に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとし、(イ)普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日を基準日として(ア)に加えてさらに別の剰余金の配当を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額の合計額に下記4.に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>2.～4.(3)③ (省 略)</p> <p>4.(3)④ 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4.(3)⑤～8. (省 略)</p> <p>第10条～第15条 (省 略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第11条、第12条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第16条～第38条 (省 略)</p> <p>(A種優先株式配当金の除斥期間)</p>	<p>株式1株につき、当該超過する額に下記4.に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとし、(イ)普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日を基準日として(ア)に加えてさらに別の剰余金の配当を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額の合計額に下記4.に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>2.～4.(3)③ (現行どおり)</p> <p>4.(3)④ 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4.(3)⑤～8. (現行どおり)</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第13条、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第18条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(A種優先株式配当金の除斥期間)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第38条の2 第38条の規定は、A種優先株式 配当金の支払いについて、準用する。	第40条の2 第40条の規定は、A種優先株式 配当金の支払いについて、準用する。

(3)変更の日程

効力発生日 平成26年4月 1日 (火)

以上

本報道発表文は、「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。